

第2回三浦市議会議員政治倫理審査会 次第

令和3年6月25日（金）

1. 調査請求の適否について

○藤田 昇委員長　それでは、以上で陳情第3号についての本日の質疑は終了いたします。

なお、本陳情については、10日の委員会で閉会中の継続審査とすることを議決しておりますので、ご了承願います。

この際、委員として発言をいたしますので、委員長の職務を副委員長と交代いたします。

○出口正雄副委員長　それでは、委員長の職務を執行いたします。

この際、藤田委員より発言の申出がございますので、これを許可いたします。

○藤田 昇委員長　ただいま許可を頂きましたので、発言をさせていただきます。

まず、ただいま審査中の陳情につきまして、去る10日の審査に対しまして、陳情者から議長に質問状が提出されました。その中では、私の発言が陳情者に対し恐怖心を与えるような威圧的な発言であったとのご指摘がありました。私としては、審査を進める中で、陳情者と行政との間に誤解を生じているのではないかと感じたため、誤解を解こうと、一委員としてそのような発言をいたしました。陳情の内容に誤りがあるかのような発言となり、結果として陳情者が威圧的に感じられたということで、大変申し訳なく、おわびを申し上げます。申し訳ありませんでした。

併せまして、このことにより円滑な議会運営に支障を来したことに對しましても、おわびを申し上げます。

つきましては、去る10日の当委員会における私の発言のうち、高速インターネット回線に関すること、リーフレットの作成に関すること及び陳情者の発言に対し意見を申し上げたことにつきましては、不適切な発言でございましたので、取消しの措置をしていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上でございます。

○出口正雄副委員長　お諮りいたします。ただいま藤田委員より、去る3月10日の当委員会の陳情審査における発言について、取消しの申出がございました。発言部分につきましては、後日、記録を調査の上、取消しの措置をしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）　ご異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり決しました。

それでは、委員長と交代いたします。
